

税関係証明書交付手数料の免除について

生活保護を受けている方や、ご請求される税関係証明書を以下の用途で使用するために申請する場合（添付書類として定められている場合）には、村役場で証明書を交付する際に発生する手数料は、免除されます（無料になります）。

1. 児童福祉手続き

児童手当の支給申請、児童扶養手当の申請、特別扶養児童手当の申請、児童育成手当の認定、児童福祉施設の保育料減額申請 など

2. 医療福祉手続き

ひとり親家庭等医療費助成の申請、乳幼児医療費助成の申請、義務教育就学児医療費助成の申請、療育医療給付の申請、小児慢性疾患医療の給付申請、母子保健養育医療給付の申請、大気汚染に係る医療助成の申請、難病疾患等に係る難病等の医療費助成の申請、小児精神病・精神障害に罹患した者の医療費助成の申請 など

3. 障害者福祉手続き

心身障害者医療費助成の申請、心身障害者福祉手当・重度心身障害者手当の請求、障害者の自立支援給付の認定、重度心身障害者の日常生活用具の給付申請、重度心身障害者住宅設備改善費の給付申請 など

4. 就学援助等の手続き

就学援助の申請、授業料等学費の免除申請、育英資金貸付等の奨学金申請 など

5. 公費の援助・補助の申請、使用料等の減免の手続き

シルバーパス交付申請、シロアリ補助申請、ケーブルテレビの利用料減免申請 など

6. 小笠原村村営住宅、小笠原都営住宅の使用料減免申請の手続き

7. 公的年金の受給や年金保険料の免除手続き

8. 軽自動車の車検手続き

この証明書交付手数料の免除を受けるためには、生活保護受給証明書の写し、証明書の「用途が確認できる書類(※)」の写しを同封してください。

※「用途が確認できる書類」とは、手続きの際に税関係の証明書を添付するよう求められていることわかる、制度の「案内」や「要綱」、手続きの「案内」などです。

小笠原村役場